

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏名 光田和秀	所属庁・官職 最高裁判所事務総局経理局 営繕課契約専門官	出張先 米国
------------	------------------------------------	-----------

提出書面

平成27年5月19日付け報告書簡

キーワード欄

- ・工事及び物品の調達手続
- ・裁判所に納付される現金の取扱い
- ・会計部門の職員の育成
- ・障害者配慮施策等に対する裁判所の施設・備品の整備状況
- ・セキュリティ対策
- ・防災対策
- ・連邦及び州裁判所への訪問とインタビュー

平成27年5月19日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

最高裁判所事務総局経理局営繕課契約専門官 光田和秀

外国司法事情研究における調査結果について（報告）

標記の調査結果は下記のとおりです。

記

1 出張期間

平成26年12月7日（日）から同年12月20日（土）まで

2 渡航国

アメリカ合衆国

3 訪問都市

(1) サクラメント

アテンド在外研究員 松山地方・家庭裁判所 寺戸憲司判事補

(2) シカゴ、シャンペーン、スプリングフィールド

アテンド在外研究員 大阪地方裁判所 小野健判事補

4 調査事項等

(1) 工事及び物品の調達手続等について

(2) 当事者から裁判所に納付される現金取扱いについて

(3) 会計部門の職員の育成について

(4) 障害者配慮施策等に対する裁判所の施設・備品の整備状況について

5 調査結果等

別紙のとおり

(別 紙)

第1 はじめに

近年、裁判所では公共調達の適正化を図るため、競争性、透明性の確保を目指し、一般競争入札が推進されている。一方で、工事については、一般競争入札を維持しつつ、価格だけでなく技術面の要素も考慮し、価格と技術を総合的に評価した上で落札者を決定する方式（総合評価方式）が導入されるなど、工事における入札・契約制度の改革が進められている。また、昨年、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）の一部を改正する法律が施行され、この法律に基づく基本方針の中でも、多様や入札・契約方式の導入が求められている。

アメリカでも、従来、公共調達は競争入札によることが原則と考えられてきたが、単純に価格のみを落札基準とすることで品質が確保されず、メンテナンスに費用がかかるなどの事象が現れている。アメリカでは、それを改善するため、長期的な費用削減を視野に入れたベスト・バリューを確保するための調達方法を採用するに至っている。

本調査では、アメリカ裁判所における入札・契約方式の実態を調査し、日本の裁判所において学ぶべき点について取りまとめることとしたい。

併せて、現金等を扱う会計部門の職員に対する牽制態勢、会計部門の職員の育成、障害者配慮施策等についても調査を行った。

第2 主な訪問先

- 1 カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所サクラメント庁舎
(サクラメント周辺を担当する連邦裁判所の第1審裁判所。ただし、施設見学及び法廷傍聴のみ)
- 2 カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所
(サクラメント周辺を担当するカリフォルニア州裁判所の第1審裁判所)
- 3 連邦第7巡回区高等裁判所

(シカゴ周辺を担当する連邦裁判所の控訴裁判所)

4 イリノイ州第6巡回区シャンペーン郡裁判所

(シャンペーン周辺を担当するイリノイ州裁判所の第1審裁判所)

5 イリノイ州中部地区連邦地方裁判所アーバナ庁舎

(アーバナ周辺を担当する連邦裁判所の第1審裁判所。ただし、施設見学及び法廷傍聴のみ)

6 イリノイ州中部地区連邦地方裁判所スプリングフィールド庁舎

(スプリングフィールド周辺を担当する連邦裁判所の第1審裁判所)

7 イリノイ州最高裁判所

(イリノイ州裁判所の上告裁判所)

第3 調査結果

今回、連邦裁判所の第1審裁判所（第1の1，4，6），同高等裁判所（第1の3），州裁判所の第1審裁判所（第1の2，5），同最高裁判所（第1の7）を訪問し、アメリカの裁判所について幅広く調査することができた。

一方で、連邦と州では制度の異なる部分も多いことから、相違点を踏まえながら、調査結果を整理していきたい。

1 カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所サクラメント庁舎

ここでは、銀行に対する詐欺に関する陪審員裁判の陪審選任手続（jury selection）及び証拠調べ（trial）を傍聴した。

陪審員選任手続では、被告人のいる公開の法廷で、陪審員候補者の住所、家族構成、犯罪歴、職歴、離婚歴などを質問していた。また、アメリカは移民国家であることから英語を話せない候補者もあり、それが除外事由となっていた。日本では考えにくい質問がなされていると感じた。

陪審員除外の判断をするに当たって、裁判官、検察官、弁護人が法壇の隅で意見交換をしていたが、その際、法廷内にノイズが発生する装置が整備さ

れており、意見交換の内容が被告人、陪審員には聞こえないように配慮されていた。

2 カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所

(1) 工事の調達手続等

ア カリフォルニア州の調達機関

カリフォルニア州では、裁判を行うための裁判所とは別に、法務協議会（Judicial council）という州裁判所の意思決定機関を設置している。法務評議会は、チーフジャスティスと呼ばれるリーダーによるリーダーシップとカリフォルニア憲法の下、一貫性があり、独立し、公平でいて、利用しやすい法的機関を確実にする責任を負っており、法務評議会のスタッフは、この責任を実践するものである。裁判所の建設についても、この法務評議会の営繕担当部門が行うことになっている。

イ 契約方式

(ア) CM方式

カリフォルニア州では、CM（Construction Management）方式を採用している。これは、最高限度額（guarantee of maximum price : GMP）を保証した上で、マネジメント専門業者であるコンストラクション・マネージャー会社（以下「CM」という。）に予算管理を含めた建設プロジェクト全般の運営管理を委任する方法である。裁判所としては最高限度額が固定されているというメリットがある。

CMはあくまで建設プロジェクト全般のマネジメントを行うことが業務であり、裁判所は、設計業者及び施工業者ともそれぞれ契約を結ぶことになる。

(イ) CMの役割

CMは建設プロジェクト全般のマネジメントが業務であることから、建設プロジェクトの早期の段階で契約し、初期の打合せから活用してい

る。打合せは裁判所、CM、設計業者、施工業者の間で行うが、CMを潤滑油として議論することになる。具体的には、裁判所、設計業者、施工業者間の意見を調整しながら問題解決を図っている。また、裁判所のアドバイザーとして、工程管理、予算管理なども行っている。

(ウ) 設計施工分離方式

発注者である裁判所は、CMとの契約の他に、設計業者と施工業者それぞれと契約を結んでおり、Two tier（設計施工分離方式）を探っている。設計施工一括方式を探ることはない。

ウ 入札方式

CM及び設計業者との入札方式は、価格競争による入札方式ではなく、企画提案を求めた上で最も優れた提案をした業者と価格交渉を行う方式としている（プロポーザル方式）。価格交渉が成立しなければ2番目のCM、設計業者と交渉することになるが、ほとんど実績はない。

設計は全体の建築費用の8から10パーセントの費用しかかからないが、設計を適切に行わなければ施工全体に大きく影響し、結果的に損をすることになるという考え方に基づいている。従って、官公庁向けの経験（実績）をもっているところを優先して選んでいる。

施工業者との契約方式は2つある。第1は価格競争による入札方式である。4者くらいを選んで入札させた上で選定している。日本でいう指名競争入札に近い方式である。これはスマールプロジェクトや小修繕などリスクの少ないものに利用しており、例外的な方法である。原則は、CM方式であり、CM、設計業者を選んだ上で、CMや設計業者の意見を聞き施工業者を決定する方式である。その利点は、値段がコントロールできること、CMと設計が施工の打合せにも立ち会うことから建物の品質を向上できることなどにある。

(2) 庁舎の建て替え

築50年を目安に建て替えをしている。歴史的な建造物については建て替えに苦慮している。場合によっては新しい建物を造るということも考えている。修繕の場合、むしろ建て替えた方が安価な場合もあり、経済合理性を検討して修繕か建て替えかを決定している。

(3) 定期修繕

ファシリティーグループというものがあり、その中にメンテナンスを専門に行っている担当者がいる。設備の標準的な耐用年数を考慮しながら、メンテナンスプログラムを作成している。

(4) 当事者から裁判所に納付される現金の取扱い

ア 現金取扱いの状況

当事者から裁判所に納付される現金の取扱いについては、刑事の場合、交通事件の罰金の納付があるが、大部分は債権回収会社にクレジットカードで支払われている。

民事の場合、訴え提起の手数料、謄写手数料等の納付があるが、現金で納付されることはほとんどなく、こちらも債権回収会社にクレジットカードで支払われている。

イ チェック態勢

アのとおり現金取扱いの件数はほとんどないものの、現金での納付があった場合は3段階でチェックする態勢が採られている。第1に直接お金を扱う人（1階の窓口）が現金を受け入れた際にチェックする（第1段階）。次に Accountant Supervisor が2次チェックを行う（第2段階）。その結果を Chief Financial Officer が日ごと、月ごとにチェックしている（第3段階）。

(5) 会計部門の職員の育成等

採用に当たっては、公認会計士のような資格は必要ないが、大学の会計の専門課程を修了していることや経験年数が求められている。

内部で地位が上がるためには面接試験と筆記試験に合格する必要があるが、近年は面接が重視されている。職種間の異動はできないわけではないが、極めて少ない。会計部門は会計の素養が必要で高いスキルが求められることから書記官から職を変えることはほとんどない。また、事務局職員についても会計、人事などそれぞれスペシャリストとして雇われているため、会計、人事間の異動もほとんどない。

(6) 障害者対策

障害者対策については立法によって厳格に決められている。1972年に連邦ADAという法律が作られ、それに基づいて水準が決められているほか、カリフォルニア州ではさらに厳しい基準が定められている。ドア、階段、エレベーター、トイレなどに適用されているが、例えば、ドアは車いすがスムーズに通行できるように幅が定められている。また、法律も時代に対応するかたちで改正を続けており、例えば、電動車いす使う人が増えていることからドアの幅なども見直されている。裁判官席も障害者対応になっており、スロープが設置されている。

法律の基準に適合しているかを確認する外部機関 (division of state architect) が存在し、第1段階の図面ができた段階で同機関のチェックを受けることになっている。

(7) セキュリティ対策

アメリカでは一般的であるが、裁判所に入庁するためには空港並みの持ち物検査を受けなければならない。拳銃については入口の持ち物検査で点検されることになるが、さらに裁判官の法卓は防弾仕様となっている。

裁判官や書記官の席には警報ボタンが整備されており、それを押せばセキュリティカメラを管理しているセントラルコントロール施設に連絡が行き、状況確認を行うことになっている。

セキュリティカメラは裁判所のあらゆる場所に設置されており、セントラ

ルコントロール施設には50台近いモニターが集中し、裁判所全体を1か所で監視できる態勢となっている。

セキュリティの担当者は、シェリフ (sherif) と呼ばれ、群単位で配置されている。警察官のように実力を行使して法を執行する仕事をしている。

(8) 防災対策

カリフォルニア州はアメリカでは珍しく地震が発生する地域であり、とくに注意している。ひとつの建物であっても、場所ごとに脅威の評価 (Threat assessment) を行い、必要性の高いところには耐震性の高い素材を配置するなどして対応している。

(9) 福祉対策

カリフォルニア州では法律によって託児所が裁判所内に設置されている。なお、託児所の運営は民間業者に委託しており、利用者は裁判の当事者に限定されており、陪審員の子供は預かっていない。

3 連邦第7巡回区高等裁判所

(1) 工事の調達手続等

ア 連邦裁判所の調達機関

米連邦の建物は、全て米連邦政府一般調達局 (General Services Administration : G S A) が建設しているため、連邦裁判所に工事の調達部門は設置されていない。

シカゴの連邦高等裁判所もG S Aによって1965年に建てられ、設計は、ミース・ファン・デル・ローエが担当している。もともとは行政庁の建物であり、上階に裁判所が配置されていたが、徐々に下階に裁判所エリアを増やしていく、現在は裁判所のみとなっている。

イ 契約・入札方式

従前の建設工事の契約方式においては、設計・施工を分離して発注する方式を原則としていたが、近年は、CM方式や設計・施工を一括して発注

する方式が用いられるようになっている。CM方式（CM・設計業者・施工業者それぞれと契約）も設計・施工一括方式（設計・施工を同一業者と契約）も早い段階で設計業者と施工業者の間に関係ができることがメリットとなっている。

入札方式についても、伝統的には最低価格の入札者に対し落札決定していたが、落札価格で工事が実行されることはほとんどなく、契約変更を通じて価格が上昇するという問題が生じていたことから、近年は、価格だけなく、技術提案を評価する方式を探ることも多くなっている。

ウ その他

新営までの築年数に基準はないが、概ね50年程度で新営している。初期計画から開庁まで5年から10年の期間を要している。

GSAには設計担当者がいるが、連邦政府の建物全てを担当しており、裁判所の建築を専門としているわけではないことから、初期計画の段階から裁判所側の要望や設計基準を伝えていくことになる。建設計画が始まると裁判所から毎日のようにGSA事務所に赴き、設計段階で意見が反映されるよう働きかけている。

裁判所の設計基準については、ワシントンにある合衆国司法会議（Judicial Conference : JC）が作成している。JCとは連邦裁判所全体の政策を決定する機関であり、連邦最高裁長官が主宰し、裁判官26名で構成されている。

連邦高等裁判所が施設予算を確保するためにはJCやGSAの承認を得る必要があり、手続が煩雑で非効率という問題が生じている。

- (2) 当事者から裁判所に納付される現金の取扱い
高等裁判所で現金を扱うことはない。

4 イリノイ州第6巡回区シャンペーン郡裁判所

- (1) 州の予算について

州は裁判所独自の収入を認め、その範囲での支出を認めている。シャンペーン郡裁判所の収入は主に手数料と罰金によって構成されている。支出については、裁判所の運営費（①物品の調達、②記録の管理等）の支払を行っている。

郡の裁判所の収支管理はサーキット・クラーク（Circuit Clerk）が行っているが、同人は郡の選挙によって選出されている。そのため、収支報告は郡議会に提出し、承認は得るもの、あくまで責任は郡の市民に対して負っている。

州では予算管理ができず、郡の裁判所ごとに管理を任せている。そのため、郡の裁判所には施策やそれに必要な調達について権限が付与されている一方で、州として全体の計画を立てる機関がないため、統一的な施策ができないという問題も抱えている。

なお、裁判官の給与は州からの支払、書記官の給与は郡からの支払、施設関係も郡による契約・支払とされており、案件によって支出機関が異なっている。

（2）工事の調達手続

ア イリノイ州の地方裁判所の調達機関

イリノイ州の地方裁判所の建物は、郡が調達しており、地方裁判所に工事の調達部門は設置されていない。郡は施設建設のために20年地方債を発行して資金を調達している。

イ 契約・入札方式

建設工事の契約方式は、設計施工分離方式を探っている。

設計については、州の最高裁に設計基準があり、設計業者はそれを理解した上で、具体的な要望について現地裁判所と協議しながら詳細を決定している。イリノイ州ではCM方式は採られていない。

入札方式については、競争入札方式であり、最低価格の入札者に対し落

札決定を行う最低落札方式を探っている。最低落札方式であるため、質の悪いことも多いという問題意識を有しているものの、現状では、競争性、透明性を重視した手続を選択している。

(3) 物品の調達手続

郡のルールが定められており、5000ドル（約50万円）未満は随意契約、5000ドル以上3万ドル（約300万円）未満は3者による見積合わせ、3万ドル以上が入札手続によることとされている。

施設管理（維持管理・修繕）については、郡の裁判所の責任範囲ではなく、郡が直接行っている。修繕の必要があれば郡に修繕依頼を行うことになる。

(4) 障害者対策について

連邦ADAで必要条件が定められており、さらに州法でも定められている。

(5) セキュリティ対策について

毎朝、犬を使って敷地内の爆発物のチェックをしている。

庁舎内への入場については、他の裁判所同様、必ず持ち物検査を受ける必要がある。

(6) 防災対策について

イリノイ州では竜巻対策が最も重要である。法律によって建築基準が定められている。

また、竜巻の発生時には建物の中央部分に避難することになっている。

5 イリノイ州中部地区連邦地方裁判所アーバナ庁舎

ここでは庁舎見学を行い、事件記録の電子化について調査した。連邦裁判所においては、紙による事件記録の保存が廃止され、訴状（起訴状）、申立て、それに対する判断、証拠整理の結果、判決など（証拠以外の記録）の事件関係書類は全てPDFデータとして保存されており、事件記録の電子化が進んでいた。裁判所が紙で保管するものは証拠の写しのみである。

当事者に対しては固有のIDが付与され、自宅のパソコンから同システム

にアクセスして閲覧できるだけでなく、オンラインで事件関係書類を提出することができる。

6 イリノイ州中部地区連邦地方裁判所スプリングフィールド庁舎

(1) 連邦裁判所の予算

連邦裁判所の予算は年間約70億ドル（7000億円）である。そのうち約10億ドル（1000億円）はGSAに建物の借料として支払っている。

連邦裁判所の施設はGSAが建設することとなっているが、施設を使用するに当たっては、GSAに借料を支払う必要がある。裁判所予算が減額されても、GSAへの支払は減らないため、GSAへの支払を減らすための工夫をしている。

なお、アメリカでは裁判所予算全体の6割程度が人件費となっている。

(2) 工事の調達手続等

ア 連邦裁判所の調達機関

第3の3の(1)のアのとおり、施設関係の調達については基本的にGSAで行うが、各連邦地方裁判所で行えることもある。例えばカーペットの張り替え、壁の塗り替え、窓ガラスの交換などである。また、物品の調達も行うことができる。

施設やコンピュータシステムなど裁判所全体で使うものはGSAが契約手続を行い、契約後の支払は各連邦地方裁判所が行っている。

GSA契約と各連邦地裁契約の振り分けは、金額の大小や内容の軽重などを考慮して決定している。

さらに、連邦裁判所には、①合衆国裁判所事務局（Administrative Office of the United States Courts : AOUCS）による契約もあり、②GSAによる契約、③各庁による契約と合わせると3種類の契約が存在している。

AOUCSとは、連邦裁判所における司法行政を担当し、JC（合衆国

司法会議) の指揮・監督を受け、JCの方針を実施に移す機関である。

AOUSCは主に物品の大規模調達を行っている。例えばAOUSCがDELLのパソコンをすでに調達していれば、DELLのパソコンはAOUSCに依頼すれば追加調達することができる。各庁調達とした場合は銘柄指定ができず、DELLのパソコンを指定して調達することができなくなる。

イ 改修工事

間仕切り改修はGSAが行う。事件動向によって部屋の間仕切りを変更することはほとんどない。間仕切り改修があるとすれば裁判官の増員があるような場合となる。しかし、最近は予算が少ないため、裁判官を増員しても、裁判官室を増設することはできなくなっている。最近は裁判官室をシェアする方向になっている。裁判官が増員されるような場合は、まずシカゴの連邦高等裁判所やAOUSCに裁判官室・法廷改修とするのか、シェアするのかを相談し、連邦高等裁判所、AOUSC及び現地裁判所において改修計画を作成する。その後、GSAに要望し、改修工事の調達を依頼する。そこでもGSA、AOUSC、高等裁判所、現地裁判所で協議を重ね、最終的な改修計画を作っていくこととなる。

(3) 物品の調達手続

(2)のとおり、パソコン等の大規模調達はAOUSCが行うこともあるが、少額の物品調達については各連邦地方裁判所で行っている。少額の場合、基本的に随意契約で相手方を選んでいるが、特定の相手方に固定しないよう、調達の相手方を変えている。

(4) 当事者から裁判所に納付される現金の取扱い

ア 現金取扱いの状況

手数料、罰金などの現金取扱いがあるが、最近は電子決済が増えている。

イ チェック態勢

現金の取扱いについては①現金を受け取ってチェックする人、②キャッシュナーに現金を保管する人、③レシートと現金をチェックする人に役割を分担させている。また、日ごとにその役割をローテーションさせ、チェック態勢が硬直化しないようにしている。3人の役割を変えるのは、人が変わっても対応できるようにクロストレーニングという要素も含まれている。

(5) 会計部門の職員の育成等

会計担当者は会計士である必要はなく、裁判所の中でトレーニングしている。AOUSCは、新しい事務処理方法の開発、トレーニング・プログラムの作成などを行っており、AOUSCのトレーニング・プログラムを受講されることもあるが、トレーニングの基本はOJTである。

事務官 (administrator) から補佐官 (deputy) には1年から4年で昇進するが、それ以上のポストになると内部に適任者がいれば配置することもあるし、適任者がいなければ公募することもある。

IT部門には5人配置している。システムや録画・録音などの電子機器が故障した場合に対応している。IT関係は外注ではなく、裁判所の事務を知っている人が必要であるという考え方が現在のアメリカの傾向となっている。

(6) 防災対策について

業務継続計画を毎年改定している。

7 イリノイ州最高裁判所

(1) 工事の調達手続等

イリノイ州では、最高裁と高裁については、州都開発局 (Capital Development Board : CDB) が施設整備を担当している。地裁は郡が担当している。CDBとGSAの違いは借料の支払がない点である。

なお、CDBはイリノイ州の行政機関の施設も担当している。修繕は現地裁判所が行う。

CDBは裁判所を含めた各機関からの要望を聞きながら、優先順位を決め

て州議会に予算要求を行っている。州議会はCDBからの予算要求を審議し、承認されれば予算化されることになる。

なお、CDBの契約・入札方式までは州最高裁の担当者にはわからないとのことであった。

(2) 物品の調達手続

価格だけでなく、業者の実績などを評価して業者選定を行っている。

1万ドル（100万円）から3万5000ドル（350万円）は入札手続を行っており、入札者が3者以上必要とされている。ただし、当該地域に2者しか業者が存在しない場合は2者でもよい。

3万5000ドル（350万円）以上は、より厳格な入札手続を行っている。3者以上の応札が必要条件とされている。また、アドバイザーを関与させ、適切な入札であったのか検証を受ける必要がある。

1万ドル（100万円）以下は、複数者への見積依頼はするが、1者応札でも契約することができる。

(3) 当事者から裁判所に納付される現金の取扱い

ア 現金取扱いの状況

訴え提起手数料や閲覧賃写手数料などで現金の取扱いがある。しかし現在は小切手、クレジットが多くなっている。

イ チェック態勢

①現金を受け取る人、②口座に入金する人、③確認、点検をする人に役割分担し、さらに1週間ごとにローテーションしている。

(4) セキュリティ対策

ア テロ対策

入口の持ち物検査及び防犯カメラを整備している。

イ 火災対策

イリノイ州最高裁判所は、火災対策をとくに重視し、ファイアコンサル

タントと呼ばれる防災設備の専門家に意見を聞いた上で、火事が起きたときにどのように来庁者に知らせるのかという点を意識した庁舎となるいる。

ウ 建物維持管理と緊急事態

セキュリティ、建物維持管理、清掃などはマーシャルと呼ばれる連邦執行官（郡のシェリフと同等）が担当している。

第4 まとめ

1 工事及び物品の調達手続等

(1) 工事の調達手続等

現在のアメリカの公共工事の調達手続は、透明性、公正性、競争性の確保から支出に対する価値の最大化（Value for Money : VFM）の追求を求める手続に移ってきてている。

日本の公共工事の入札契約方式については、昨年、品確法が改正され多様な入札契約制度の導入・活用が図られることとなった。そこでは、公共工事の品質確保のためには、透明性、公正性、競争性の確保を前提としつつ、事業の特性や地域の実情等に応じて多様な入札契約方式の中から最も適切な方式が選択されることが必要と考えられ、CM方式や設計・施工一括発注方式も導入されている。

現時点では品確法が想定しているCM方式や設計・施工一括発注方式は、早期発注・早期完成が特に求められる工事で発注時に詳細仕様が未確定なものが適用対象となり、主に土木工事が中心と考えられているが、アメリカでは建築工事でも活用されていることからすれば、今後、日本の建築工事においても活用される可能性があると考えられる。日本は、比較的、透明性、公正性、競争性を重視する考え方方が強いことから、直ちにCM方式や設計・施工一括発注方式が導入されるかは不透明な部分もあるが、今後、導入の方向となれば、アメリカでの実態なども参考となるものと考えられる。

(2) 物品の調達手続

物品の調達手続については、金額設定の違いはあるにせよ、一定額以上であれば見積合わせや入札手続を実施することとされており、透明性、公正性、競争性を重視する日本の調達手続と大きく異なる点はなかった。

日本と異なるのは、少額であれば1者と随意契約を行うが、特定の業者に偏らないよう、業者をローテーションして調達している点であった。手続の透明性と手続の簡素化のバランスを図るという観点は必要であるが、透明性等を重視する日本では採用されにくい部分であった。

2 当事者から裁判所に納付される現金の取扱い

アメリカはカード決済が発達しており、現金の取扱いが非常に少ない。現金を取り扱うことのリスクを減らすには、日本の裁判所もカード決済の方法を検討していくべきであろう。

3 会計部門の職員の育成

公認会計士などの資格は必要ないものの、大学で会計の専門課程を修了していることが採用条件になっているなど日本の裁判所職員と異なる部分もあったが、採用後の育成は基本的にはOJTを中心とされていることなど共通する部分もあった。ただ、アメリカでは会計部門も人事部門もそれぞれ高度の専門性が要求される部門であってスペシャリストを採用、育成しているという考え方方が強く、裁判部門との人事交流だけなく、事務局間でも交流がほとんどない点が特徴的であった。スペシャリストとして採用・育成することはそれだけ安定した事務を維持できることにはなるが、裁判所の事務の一部しか経験しないというデメリットもあると感じた。

第4 終わりに

外国司法事情研究という機会を与えていただき、外国の裁判所において直接庁舎の見学や職員との会話ができたことは、非常に貴重な経験となった。出張準備段階では秘書課の皆様に様々な助言をいただいた。また、営繕課の

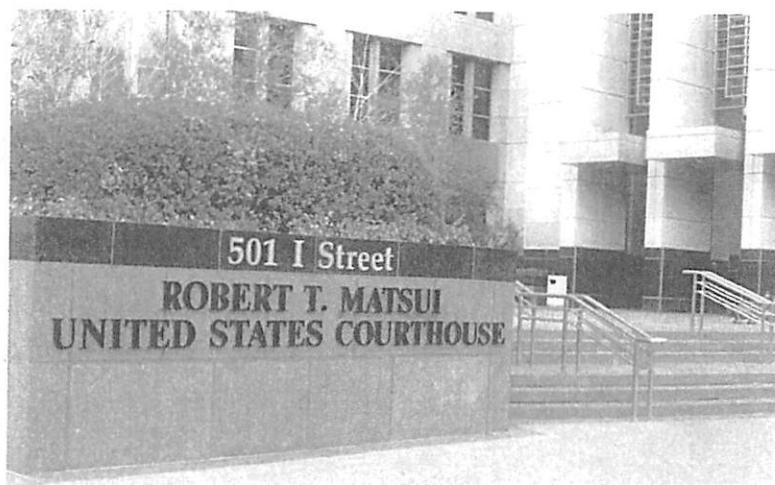
皆様をはじめ経理局の皆様には快く送り出していただいた。現地でのアテンドである寺戸憲司裁判官及び小野健裁判官には、訪問先の選定、調整、通訳だけでなく、滞在中の案内、生活など全ての面においてサポートしていただいた。2週間にわたる外国出張を無事に終えることができたのは皆様の御協力のおかげであり、改めて感謝申し上げたい。



カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所サクラメント庁舎 外観



カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所サクラメント庁舎 外観



カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所サクラメント庁舎 外観



カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所サクラメント庁舎 スロープ



カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所サクラメント庁舎 入口



カリフォルニア州東部地区連邦地方裁判所サクラメント庁舎 入口



カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所 外観



カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所 外観



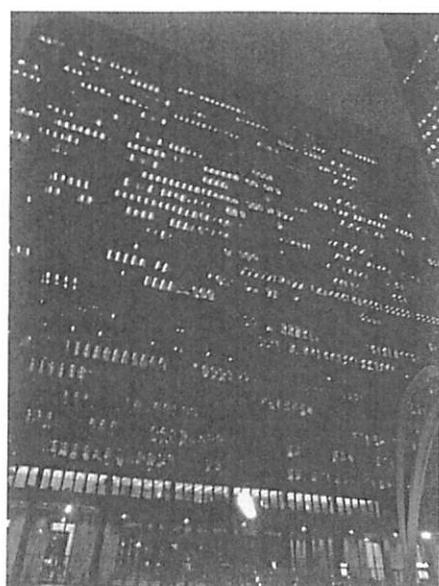
カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所 外観



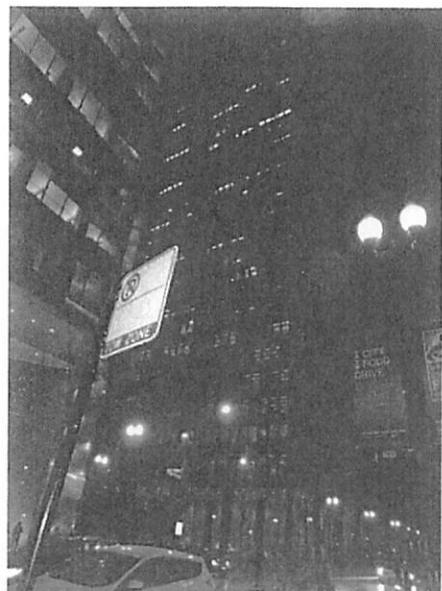
カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所 陪審員用駐車場(無料)



カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所 公共駐車場(有料)



連邦第7巡回区高等裁判所 外観



連邦第7巡回区高等裁判所 外観



イリノイ州第6巡回区シャンペーン郡裁判所 外観



イリノイ州第6巡回区シャンペーン郡裁判所 外観



イリノイ州第6巡回区シャンペーン郡裁判所 外観



イリノイ州第6巡回区シャンペーン郡裁判所 外観



イリノイ州第6巡回区シャンペーン郡裁判所 駐車場(有料)



イリノイ州中部地区連邦地方裁判所アーバナ庁舎 外観



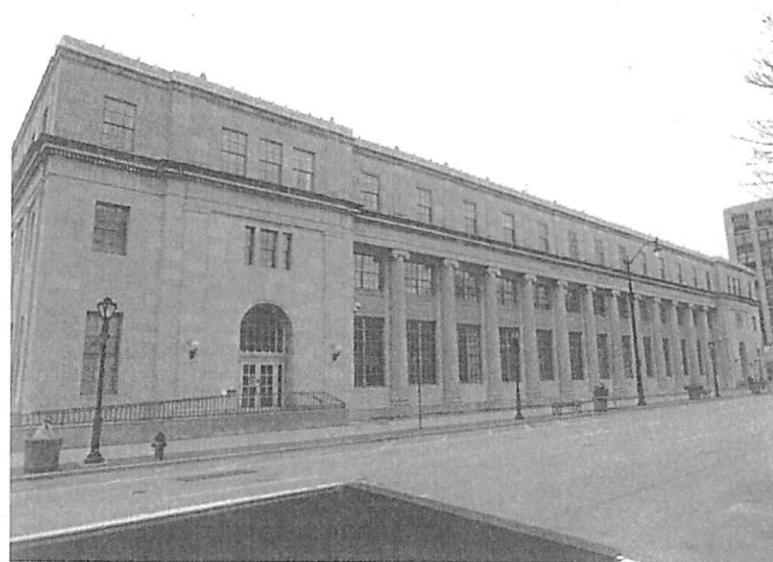
イリノイ州中部地区連邦裁判所アーバナ庁舎 外観



イリノイ州中部地区連邦裁判所アーバナ庁舎 外観



イリノイ州中部地区連邦地方裁判所スプリングフィールド庁舎 外観



イリノイ州中部地区連邦地方裁判所スプリングフィールド庁舎 外観



イリノイ州中部地区連邦地方裁判所スプリングフィールド庁舎 外観



イリノイ州中部地区連邦地方裁判所スプリングフィールド庁舎 外観 スロープ



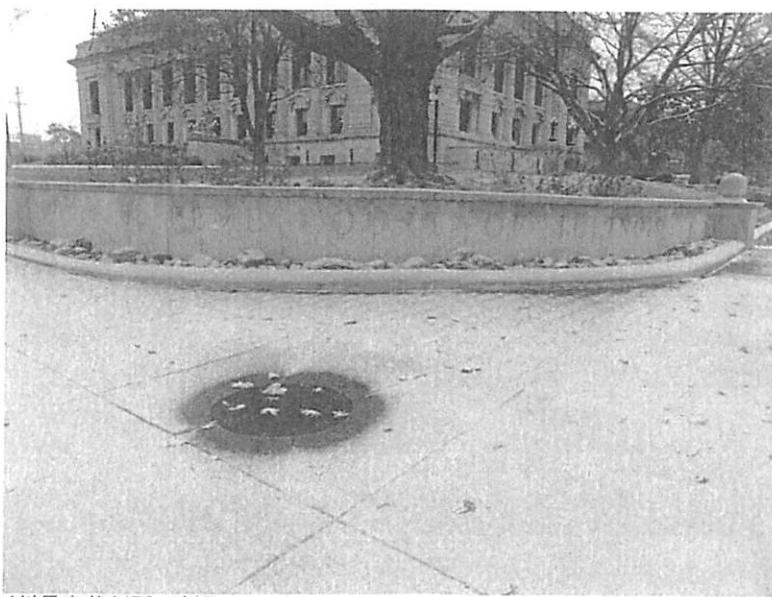
イリノイ州最高裁判所 外観



イリノイ州最高裁判所 身障者用駐車場



イリノイ州最高裁判所 外観



イリノイ州最高裁判所 外観



イリノイ州最高裁判所 外観



イリノイ州最高裁判所 身障者用スロープ



イリノイ州最高裁判所 身障者用スロープ